

習志野市教育委員会会議録
(平成21年第10回定例会)

- | | | | | |
|---|------|------------------|-----|-------|
| 1 | 期 日 | 平成21年10月28日(水) | | |
| | | 習志野市教育委員会事務局大会議室 | | |
| | 開会時刻 | 午後3時00分 | | |
| | 閉会時刻 | 午後4時50分 | | |
| 2 | 出席委員 | 委員 長 | 青 木 | 克 己 |
| | | 委 員 | 鈴 木 | 大 地 |
| | | 委 員 | 澤 村 | 洋 子 |
| | | 委 員 | 星 野 | 龍 人 |
| | | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
| 3 | 出席職員 | 教育総務部長 | 柴 崎 | 一 雄 |
| | | 学校教育部長 | 若 崎 | 光 美 |
| | | 生涯学習部長 | 加 藤 | 清 一 |
| | | 教育総務部参事 | 秋 田 | 博 義 |
| | | 学校教育部参事 | 鶴 岡 | 智 信 |
| | | 学校教育部参事 | 諏 訪 | 晴 誠 |
| | | 学校教育部参事 | 木 原 | 誠 誠 |
| | | 学校教育部次長 | 押 田 | 俊 介 |
| | | 生涯学習部次長 | 早 瀬 | 登 美 雄 |
| | | 教育総務部・学校教育部副技監 | 勝 見 | 博 博 |
| | | 学校教育部副参事 | 井 上 | 隆 夫 |
| | | 学校教育部副参事 | 小 柳 | 茂 茂 |
| | | 生涯学習部副参事 | 鈴 木 | 善 博 |
| | | 生涯学習部副参事 | 黒 崎 | 清 清 |
| | | 企画管理課長 | 井 澤 | 元 行 |
| | | 施設課長 | 飯 塚 | 和 夫 |
| | | 社会教育課長 | 星 | 昌 幸 |
| | | 青少年課長 | 寄 主 | 義 之 |
| | | 教育総務部主幹 | 牧 野 | 岳 彦 |
| | | 教育総務部主幹 | 宮 崎 | 雅 博 |
| | | 教育総務部主幹 | 佐々木 | 重 春 |
| | | 学校教育部主幹 | 江 川 | 陽 史 |
| | | 学校教育部主幹 | 鈴 木 | 博 博 |
| | | 学校教育部主幹 | 生 駒 | 敏 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 村 山 | 美代子 |
| | | 学校教育部主幹 | 上 岡 | 充 直 |
| | | 生涯学習部主幹 | 及 川 | 隆 志 |
| | | 生涯学習部主幹 | 飯 島 | 稔 稔 |
| | | 生涯学習部主幹 | 浅野目 | 俊 紀 |
| | | 学校教育課主任管理主事 | 江 口 | 和 夫 |

4 会議内容

委員長が

平成21年習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)並びに議案第30号、第31号及び第33号並びに協議第1号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

報告事項(3)並びに議案第30号、第31号及び第33号並びに協議第1号の会議録については、市長から議会への提案後に公開とすることについて諮り、全員異議なく決定された。

委員長が

本日の日程について、報告事項(3)並びに議案第30号、第31号及び第33号並びに協議第1号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成21年第9回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 平成21年習志野市議会第3回定例会一般質問について

(企画管理課)

企画管理課長が

平成21年習志野市議会第3回定例会一般質問(教育委員会分)について、9名の議員から14件の質問があった。その主なものとして、小中学校ICT化整備事業・太陽光パネルの設置についての質問があり、9月補正予算にて、アンテナ工事を含めたデジタルテレビの整備及び校務用コンピュータと校内LANの整備を予定している。また、太陽光パネルの設置については、12月補正予算において小中学校各1校をあわせて2校分を予算措置したい旨の答弁をしている。次に、習志野高等学校定時制の生徒募集停止に係る教育委員会会議の非公開の基準に関する質問には、本件が本市の教育行政を今後展開する上で非常に重要な事項であるため、市議会議員に説明する予定であったことから、その説明の前に内容が公とならないよう、習志野市教育委員会会議規則第15条第1項第5号に該当するものとして、非公開とされたものであるとの答弁をしている、とその概要を報告

委員が

太陽光パネルの設置について、構造的に設置可能な場所を調査した結果、谷津南小学校と第三中学校を設置予定校として選定したとあるが、設置可能な場所とはどのような場所なのか、と質問

施設課長が

20キロワットパネルの設置を予定しているが、パネルと架台で約8トンの重量があり、建物の構造上、この重量に耐えうる学校が設置対象校となる、と回答

委員が

将来的には、他の学校にも設置するのか、と質問

施設課長が

既存の校舎に設置することは難しいので、校舎の補強方法等を検討しながら決定していきたい、と回答

委員が

教育委員の報酬に関する質問について、市川市と船橋市は本市の約2倍となっているとのことだが、両市と本市の教育委員で仕事内容の違いはあるのか、と質問

企画管理課長が

毎月の教育委員会会議や学校行事への参加等、基本的には違いはない、と回答

委員が

谷津貝塚埋蔵文化財発掘調査に関する質問について、遺跡見学会を開催したとあるが、いずれは恒常的な開催を考えているのか、と質問

生涯学習部主幹が

発掘調査の進捗状況を見ながら、土地の地権者である習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合と協議し、遺跡見学会の開催を決定する。なお、遺跡見学会の開催は年1回程度を考えている、と回答

委員が

貴重な文化遺産であるので、恒常的に遺跡見学会を開催した方がいいのではないかと質問

生涯学習部主幹が

谷津貝塚埋蔵文化財については、現状保存ではなく、記録保存とする予定であると回答

委員が

習志野高等学校定時制の生徒募集停止に関する質問について、県に定時制の機能を移管するとあるが、習志野高等学校以外の場所に定時制の機能を移すのか、と質問

学校教育部次長が

そのとおりである。まず、習志野高等学校定時制設立の経緯から説明すると、習志野高等学校開設当時、本市には日立の工場と自衛隊があった。そこで勤務されている方々の教育の機会確保を目的に習志野高等学校定時制課程を設立した。しかし、勤労青少年は減少し、現在定時制の生徒数は、定員の約半数であり、かつ、市内中学校卒業者は10パーセ

ントほどである。また、午前部・午後部・夜間部の三部で構成する「三部制」や正規の1時限目の前にゼロ時限目の授業を行い、本来、4年間で卒業するところを3年間で卒業できる「三修制」を実施している県立松戸南高等学校、県立生浜高等学校に生徒の需要が集中しており、他の定時制高等学校も習志野高等学校同様に定員割れしている状況である。少子化が進行する中、定時制高等学校のあり方が全面的に問われている。このような状況から、定時制の機能を千葉県教育委員会に移管し、県立高等学校再編計画の中で、生徒の多様化する教育ニーズに応えていきたい、と回答

委員が

習志野高等学校定時制の生徒募集停止や強化磁器食器の採用、こども園に関する質問は今までも何回かあったが、答弁をした時の議員の反応はどうだったのか、と質問

企画管理課長が

強化磁器食器については、学校現場の意見や食器の使いやすさ、経済性を考慮する中で、採用は難しいということは議員にご理解いただいているように思う。しかし、教育委員会の考え方と相容れない部分もあることから、今後も同様の質問が続くのではないかと考える。また、習志野高等学校定時制課程の生徒募集停止に関しては、議員は、教育委員会の専権事項については、議会への報告を待たず、公開しても良いのではないかというお考えをお持ちである。しかし、教育委員会としては、議会への報告を要する重要事項については、議会への報告前に教育委員会会議を公開すると、その内容が公になってしまうことが想定されるため、議会尊重という立場から、今後も同様の対応を考えている、と回答

委員が

強化磁器食器の採用に関する答弁要旨を見ると、考慮する中で検討していくとある。このような表現を用いれば、その結果を必ず問われる。その点を考慮した上で答弁していただきたい。また、教育委員会会議の公開に関する質問の答弁も会議規則を理由に挙げているが、規則を変えれば良いのではないかという議論が必ず出てくる。そのような展開になってしまうことを危惧している、と発言

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

**報告事項（2） 臨時代理の報告について（平成22年度習志野市立幼稚園及び習志野市立東習志野こども園（短時間児）園児募集要項の一部改正について）
（学校教育課）**

学校教育課主幹が

平成22年度習志野市立幼稚園及び習志野市立東習志野こども園（短時間児）園児募集要項については、平成21年習志野市教育委員会第8回定例会で議決をいただいたところであるが、東習志野地区の人口増加に伴い、来年度の入園希望者が募集人員を上回り、抽選により兄弟姉妹が別々の幼稚園に通わなければならない事態が発生する可能性がある。子育て支援の観点からそのような事態を避けるため、新たに「兄弟枠」を設定し、兄弟姉妹で同じ幼稚園に通えるよう、園児募集要項の一部を改正しようとするものである。

なお、願書配布を10月20日から開始するにあたり、入園希望の保護者に改正内容を通知する必要性と緊急性に鑑み、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定に基づき、教育長臨時代理により処理し、同条第3項の規定に基づき、本定例会に報告するものである、とその概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(4) インフルエンザによる習志野市立幼稚園、小・中学校及び放課後児童会の臨時休業等の実施状況について

(学校教育課、青少年課)

学校教育部主幹が

幼稚園における児童のインフルエンザ発症による臨時休業等実施状況について、藤崎幼稚園、新栄幼稚園、東習志野こども園の3園で4学級の閉鎖を決定した。この決定を受け、10月17日に予定していた東習志野こども園の運動会を10月31日に延期とした、と概要を報告

学校教育部次長が

小中学校における臨時休業等の実施状況は、小学校8校、中学校1校で学年閉鎖が2学年、学級閉鎖が18学級となっている、と概要を報告

青少年課長が

放課後児童会では、学級閉鎖及び学年閉鎖となった児童の放課後児童会への登室を停止している。10月には13児童会にて児童の登室を停止した、と概要を報告

委員が

今回の閉鎖措置はインフルエンザの蔓延を予防する意味合いもあったかと思うが、一度学級閉鎖とした後、何度も波状的に閉鎖している学校がある。閉鎖のあり方について疑問が残る。また、向山小学校では、学級・学年閉鎖を経ずに、一気に学校閉鎖の措置を講じているが、波状的に閉鎖している状況を鑑みると、かえってこのような対応の方が好ましいのではないかと思う。何度も波状的に閉鎖していることについて分析が必要ではないか、と要望

また、予防措置としてのマスクの着用、手洗い、うがいも大切であるが、一番大切なのは本人の体力ではないか。休日に塾や部活動で体力を消耗し、休み明けに患者が発生しているように思う。休日に休養を取り、菌が体内に入っても受け付けないよう学校外の行動に対しても啓発する必要があるのではないか。

さらに、閉鎖をする際には校医・園医、養護教諭が相談することとなるので、全体の状況が医師会に流れるようにしていただきたい、と要望

学校教育部次長が

学年、学級閉鎖実施後、インフルエンザの発症が治まっている学校と連鎖的に発症している学校がある。学級・学年閉鎖によりインフルエンザの蔓延は防ぐことができていると

思う。問題は、塾や部活動といった学校外の活動で新たな感染者が発生するケースがあるので、部活動では公式戦以外は極力自粛するようにし、部活動を停止しているところもある。しかし、この時期は新人戦や各種コンクールなど様々な行事があり、十分な予防措置を取った上で参加するよう本日の校園長会議にて依頼したところである。また、向山小学校については、1学年が1学級または2学級の小規模校であることから、全学年で鹿野山少年自然の家に行くが、その際に一気に感染が広まり、3年生以外は各学級に3人から6人の感染者が発生したことから学校閉鎖とした。

また、医師会への情報提供については、極力情報を提供させていただき、校医・園医と学校が相談しながら、予防及び感染拡大の防止について協議していただきたい、と回答

委員が

学校医の選定方法や人数はどのようにして決まるのか、と質問

学校教育部次長が

学校医は学校保健安全法で配置が義務付けられている。学校医の選定については、医師会に依頼し、人数は学校規模に基づいている、と回答

委員が

緊急時など、学校医以外の医師に診ていただけることはあるのか、と質問

学校教育部次長が

学校医には教職員含めて健康管理をお願いしているが、学校医以外の医療機関に診てもらうこともある、と回答

委員が

学校に近い医師が学校医となることが原則となっているが、インフルエンザ等の疾患が学校で発生した場合、学校医が全ての児童生徒を診ることはできないので、近隣の医師に診てもらうことは通常のことである。また、学校医の選定は、健康上の理由等で学校医が辞める場合に医師会の中で互選する形となっている、と回答

学校教育部次長が

学校医の委嘱は、医師会の推薦に基づき教育委員会が行っている、と回答

委員が

四中の二年生が同じ期間に5クラス学級閉鎖となっている。なぜ学年閉鎖としないのか。平常授業を行っているクラスと学級閉鎖となったクラスとで、教育課程上の差をどのように埋め合わせるのか、と質問

学校教育部次長が

学級閉鎖としなかったクラスには濃厚接触者がいなかったため、学級閉鎖としなかった。学校長と指導課で授業時間の確保について協議していく、と回答

委員が

四中の二年生は何クラスあるのか、と質問

学校教育部次長が
6クラスである、と回答

委員が
6クラス中5クラスが学級閉鎖となり、1クラスのみ平常授業を行っている。学級閉鎖となった5クラスの授業進度の保障はできるのか、と質問

学校教育部次長が
学級閉鎖としなかったクラスは前週に学級閉鎖としており、授業進度上問題はない、と回答

学校教育部副参事が
授業時数については、国で定めている授業時数を確保するよう校園長会議にて依頼したが、冬休みを短くしたり、土日を利用し授業時数を確保しなければならない状況もある、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（4）は了承された。

議案第32号 平成21年度末及び平成22年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について
(学校教育課)

学校教育部次長が
平成21年度末及び平成22年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針を定めようとするものである、と概要を説明

委員が
教職員採用の際には、市の方針を明示し、慎重に選考を進めていただきたい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成21年11月25日（水）午後3時に決定された。

<報告事項（3）並びに議案第30号、第31号及び第33号並びに協議第1号は非公開>

報告事項（３） 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
（学校教育課）

学校教育部参事が

静岡県浜松市で発生した物損事故について、市長が地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、報告するものである。相手方は学校法人大阪朝鮮学園、和解の条件は市が相手方に対し、13万8千180円を支払い、相手方は本件物損事故について、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。専決処分日は平成21年10月21日である、と概要を報告

委員が

事故車両に生徒は乗っていたのか、また、怪我はあったのか、運転手は職員であったのか、と質問

学校教育部参事が

運転手は職員であり、生徒が乗車していない時に事故が発生した。怪我人は出ていない、と回答

委員が

損害賠償は保険から支出するのか、と質問

学校教育部参事が

そのとおりである、と回答

委員が

事故には十分注意していただきたい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

議案第30号 平成21年度教育費予算案（12月補正）について
（企画管理課）

企画管理課長が

議案第30号は、平成21年度教育費予算案（12月補正）について、市長に申し入れるものである。補正予算の内容は、国のスクールニューディール構想に係る補正予算を受け、学校のエコ改修として、小学校1校、中学校1校の計2校に太陽光発電装置を設置しようとするものである。事業費は1校3千万円で計6千万円である、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 3 1 号 習志野市使用料条例の一部を改正する条例の制定について

(企画管理課)

企画管理課長が

議案第 3 1 号は、習志野市使用料条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申し入れるものである。改正の内容は、鹿野山少年自然の家及び富士吉田青年の家の使用料を改正し、引き上げようとするものである。習志野市では、使用料の基本的な見直しの考え方として、適正な受益者負担を確保していく観点から、全庁的な取り組みとして、「使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、3年ごとに定期的な見直しを行うこととしているが、平成 19 年度に見直し作業を行った際に、鹿野山少年自然の家及び富士吉田青年の家の使用料に関しては、政策的な判断により改正を見送っている。しかし、市の経営改革推進委員会にて見直し検討を行った結果、受益者負担額の原価計算において、現行料金と 5 パーセント以上乖離している鹿野山少年自然の家及び富士吉田青年の家の使用料を改正の対象とすることとし、また、利用者の急激な負担増に対する措置として、現行料金の 1.2 倍を上限とする検討結果が示された。経営改革推進委員会の検討結果を受け、鹿野山少年自然の家及び富士吉田青年の家の使用料の一部を改正することについて、提案するものである、と概要を説明

委員が

前回の改正から 5～6 年経ったのか、と質問

教育長が

前回の改正の時は、鹿野山少年自然の家及び富士吉田青年の家のほかに、市民負担を求め改正があり、政策的な判断により改正を見送った。ご理解をいただきたい、と回答

委員が

鹿野山少年自然の家は、利用者からの使用料で運営費を賄っているのか、と質問

学校教育部次長が

夏休みの部活動やこども会、ボーイスカウト等の利用については、使用料を徴収しているが、鹿野山少年自然の家の主な利用は鹿野山セカンドスクールなど学校教育の一環としての利用であり、使用料は取っていない、と回答

委員が

使用料の積算内訳にある配分率とは、と質問

青少年課長が

職員がその事業に係る割合のことである、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 3 1 号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第 3 3 号 習志野市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

(青少年課)

青少年課長が

議案第 3 3 号は、習志野市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申し入れるものである。改正の内容は、放課後児童会育成料を改正し、引き上げようとするものである。本市の児童育成料は、平成 4 年度に 6 千円となってから現在まで 1 7 年間児童育成料を据え置いてきた。その間、開設時間の延長、指導員の待遇改善、大規模化に伴う児童室の分割、放課後児童会相談員の増員など、放課後児童会の充実を図ってきたが、今日の厳しい経済状況の中、現状の放課後児童会の運営を維持していくためには、保護者の適切な受益者負担が必要であることから、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、習志野市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正し、児童育成料の引き上げについて、提案するものである、と概要を説明

委員が

他市と比較すると本市の放課後児童会育成料はどうか、と質問

青少年課長が

市によって放課後児童会の運営形態が違うが、船橋市と鎌ヶ谷市が 8 千円、柏市 1 万円、八千代市 1 万 2 千円となっている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 3 3 号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第 1 号 習志野市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(学校教育課)

学校教育部主幹が

協議第 1 号は、習志野市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、協議をお願いするものである。改正の理由は、今日の厳しい財政状況の中、公立幼稚園の運営を健全に維持していくためには、人件費などの経費削減努力の一方で、受益者である保護者の適切な負担も必要であり、保育料の引き上げも避けられないものと判断したものである、と概要を説明

委員が

新 4 歳児見込み数はどのように算出したのか、と質問

学校教育部主幹が

平成 1 9 年度から平成 2 1 年度の 4 歳児と 5 歳児の園児数の平均値から、平成 2 1 年度の 4 歳児数を差し引き算出した、と回答

委員が

保育料の納付について、改正案では月末までに納付しなければならないとあるが、月末が土曜日の場合はどうなるのか、と質問

学校教育部主幹が

休み明けの月曜日までとなる、と回答

委員が

保護者の収入によって保育料の減免はあるのか、と質問

学校教育部主幹が

保育所の場合は保護者の所得によって減免しているが、幼稚園の場合は一律で保育料をいただいている、と回答

委員が

私立幼稚園の保育料はいくらなのか、と質問

学校教育部主幹が

2万2千円から2万5千円である。なお、私立幼稚園の保護者には就園奨励費補助金を支給している、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は了承された。

委員長が

平成21年習志野市教育委員会第10回定例会の閉会を宣言